

令和 3 年度 調査研究報告書

公共施設の樹木の効果的なマネジメント手法



令和 4 年 3 月 特別区長会調査研究機構



研究体制

◆リーダー

伊藤 裕之（江東区土木部管理課長）

◆副リーダー

七條 泉（江東区土木部管理課 C I G 推進係長）

松井 淳之介（江東区土木部管理課 C I G 推進係）

◆提案区：江東区

◆参加区：江東区、中央区、墨田区、 大田区、足立区、江戸川区

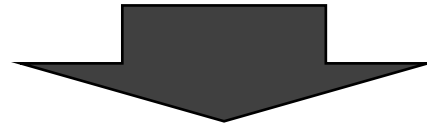


研究にあたって

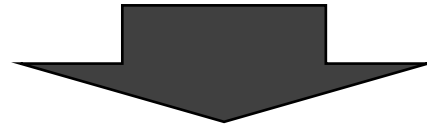


社会情勢と特別区の役割

SDG s、カーボンニュートラル、防災・減災



みどりの活用



既存のみどりの機能や役割を最大限に発揮



調査研究について



2 3 区における樹木の維持管理の現状と課題

▶ 研究会での議論で挙げられた課題

行政としての計画・方針の不足

- 明確な方針がないため、担当職員が独自に判断している状況

樹木の把握ができていない

- 台帳がなく、データとして管理履歴を残せていない

担当部署の理解・知識不足

- 樹木管理担当者の理解・知識不足（そもそも職員が足りていない）

庁内の理解・認識不足

- 全庁で共通した認識を持っていない
- 重要性を認識されないために予算確保が難しい

区民との関係性

- 剪定や落葉への陳情
- 伐採時に周辺住民から理解を得られない

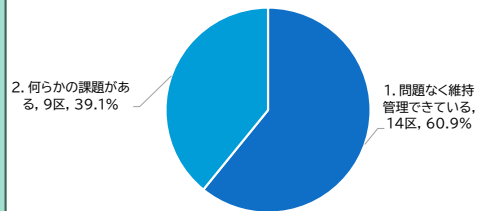


23区における樹木の維持管理の現状と課題

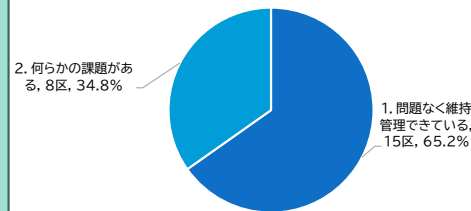
23区を対象にアンケートを実施・・・公園、道路、学校、図書館、本庁舎、出張所等、保育園の7部署対象

Q 日常的な点検や維持管理業務について支障なく実施できているか

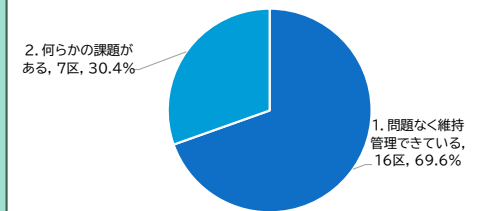
【公園】(2)支障なく実施できているか



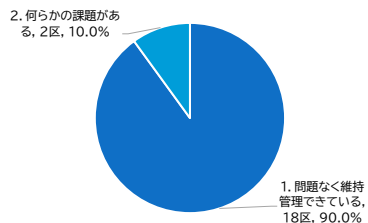
【道路】(2)支障なく実施できているか



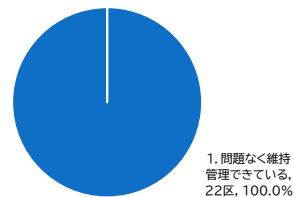
【学校】(2)支障なく実施できているか



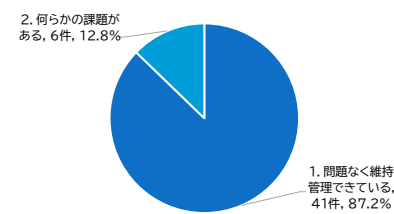
【図書館】(2)支障なく実施できているか



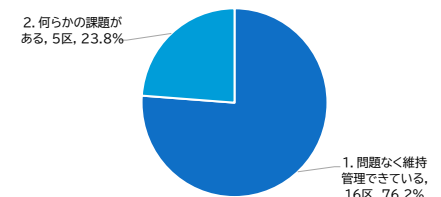
【本庁舎】(2)支障なく実施できているか



【出張所等】(2)支障なく実施できているか



【保育園】(2)支障なく実施できているか



公園、道路、学校について3割以上の区に「何らかの課題がある」



23区における樹木の維持管理の現状と課題

23区を対象にアンケートを実施・・・公園、道路、学校、図書館、本庁舎、出張所等、保育園の7部署対象

「何らかの課題」とは？（自由記述より抜粋）

・ **数量及び規格を把握していない**ため、予算金額内で事後保全的な対応を行っている【公園】

樹木の把握に関する課題

・ 剪定等について、**適切な指示を行わないと想定していない仕上がりになり、地域住民等から苦情をいただく**ことにつながる【公園】

事業者への発注等に関する課題

・ 街路樹の管理について、目標とする樹形の設定がなく、剪定事業者を入札により決定しているため、**連続性のある管理ができていない**【道路】

知見のある職員がいない

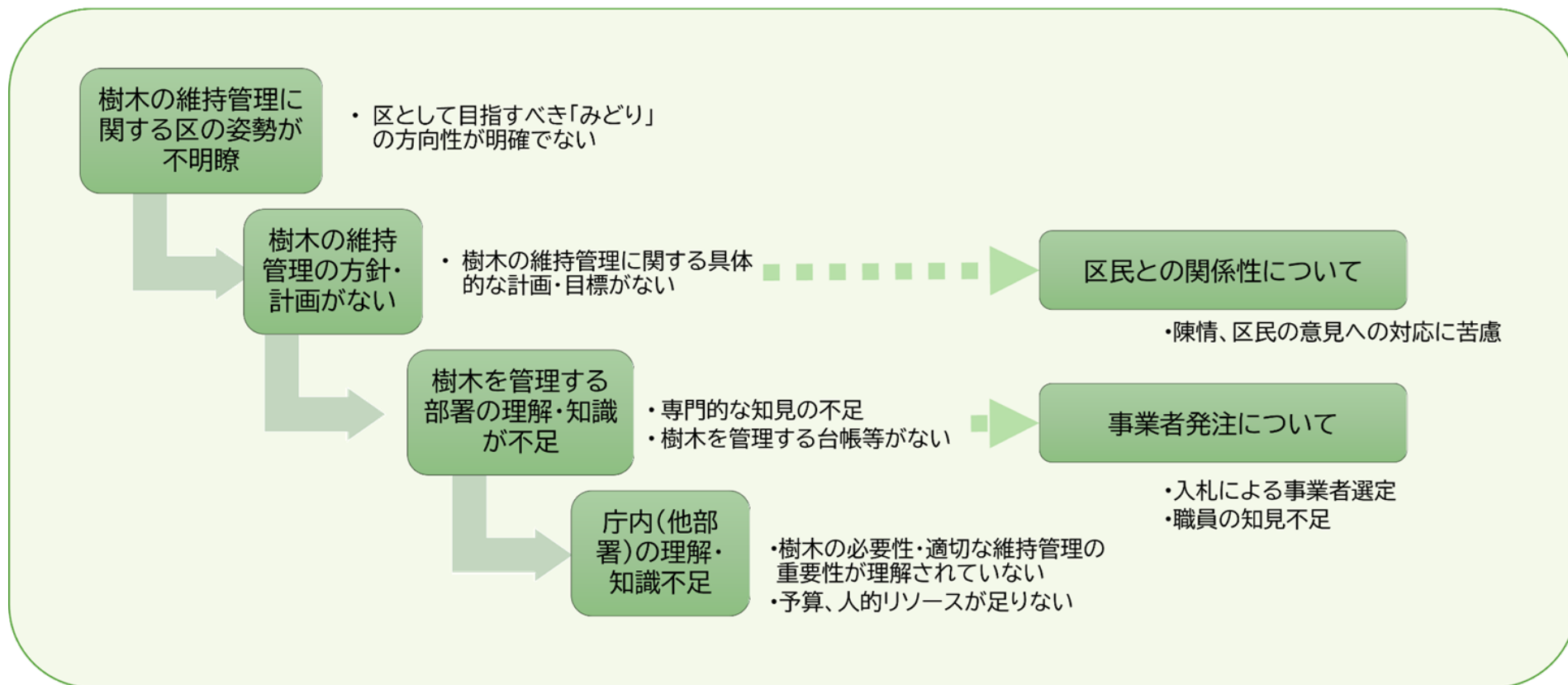
・ 現行の主体・体制では**樹木管理に関する専門的な知識を有している者がいない**ため、適切か否かがわからない／技術的にわからないポイントがある【学校】

・ 中・高木については業務委託で剪定を行う必要があるが、本数が多く、**予算が限られているため、必要な数量の樹木剪定が実施できていない**【学校】

予算が不十分

2 3 区における樹木の維持管理の現状と課題

研究会議論および2 3 区対象アンケートを踏まえ、課題を以下の通り整理





考える解決策

▶ 樹木の維持管理マニュアル策定のための支援資料作成

樹木の価値の再定義

- 各所管が管理している樹木がなぜ必要か、適切に維持管理することでどのようなメリットがあるかを整理することで、樹木の維持管理業務の重要性を示す

樹木の維持管理に関する課題の具体的解決策提示

- マニュアル策定時に自区の強みや弱みを分析し、課題解決に即した内容を検討・作成することで対応策を明確化する

樹木に関する知見が少ない職員への対応

- 樹木に関する基礎的情報を整理することで、知識不足をフォローする



ガイドライン作成にあたっての検討事項



研究会での検討経過

樹木管理マニュアル策定のためのガイドライン作成に向けて研究会で検討

5月研究会	樹木管理マニュアルに必要な項目について		
6月研究会	日常的な 維持管理・点検について		
7月研究会	台帳について		
8月研究会	管理の 体制 (業者発注) について		
9月研究会	予算 について		
10月研究会	23区 特有の課題 について		
11月研究会	管理の体制 (庁内体制) について		



樹木管理マニュアルに必要な項目について

マニュアルに必要な項目を議論し、ガイドラインに記載する大項目を以下のとおり整理

樹木管理マニュアルについて

- 樹木の役割や価値などについて

樹木の維持管理（事務）

- 日常的な維持管理・点検業務
- 台帳による管理
- 庁内における管理体制
- 予算
- 区民対応 などについて

樹木の維持管理（技術）

- 樹木の維持管理特に関する23区特有の技術的課題について



日常的な維持管理・点検について①

▶ 日常的な樹木の管理項目について検討

項目	概要
刈込・剪定・除草	樹形を整えるための刈込・剪定
	周囲に支障を与えないための刈込・剪定
	折れ枝などの除去
	回数、頻度、時期
	除草作業（抜根除草・草刈）
清掃	植込地内のごみや落葉、花がら等の清掃
灌水	適切な灌水
施肥・土壌	必要に応じて施肥
	客土を入れる
	土壌が健全な状態であるように管理する
害虫	害虫の駆除
	病虫害防除/予防のための薬剤散布
台帳	台帳情報との整合性の確認及び修正
伐採・抜根	不要な樹木（危険木、実生木など）の選定、伐採および抜根
植付・移植	新たな樹木の植付（植付できる樹種の検討）
	既存樹木の移植
傾斜・支柱	傾いている樹木への支柱設置
	不要になった支柱撤去



日常的な維持管理・点検について②

▶ 日常的な樹木の管理項目における留意点は？①

	道路	公園	施設	学校
剪定・刈込・除草	・ナビライン、ナビマークへのはみ出し ・飛び石 ・騒音 ・民家への入り込み ・建築限界に入らないようにする ・ガードパイプの内面←未就学児が隠れない高さ ・（理想では）景観にも配慮したいが... ・緑陰 ・民地への越境 ・土地が狭いので樹形の抑制が必要	・除草のゴミを飛ばさない ・外周の樹木越境、落葉 ・低木は公園の中が見える高さに ・飛び石 ・曜日 ・機械音 ・騒音 ・ベランダを見ない！ ・緑陰 ・子ども目線 ・防犯上 - 低木の刈込 - 高木の下枝 ・剪定時期 - 春の落ち葉か - 秋の落ち葉か - カラスの巣か ・民地への越境 ・土地が狭いので樹形の抑制が必要	・目かくし ・騒音 ・落ち葉 ・樹形、見た目 ・花芽を切らないようにする ・風格 ・民地への越境 ・土地が狭いので樹形の抑制が必要	・目かくし ・騒音 ・落ち葉 ・記念樹の剪定 ・隣地への越境に注意する ・風格 ・土地が狭いので樹形の抑制が必要
清掃	・予算によるが年回数と時期（3回 例5,7,10月） ・住民の要求水準が高い ・落ち葉対応	・住民の要求水準が高い ・落ち葉対応	・住民の要求水準が高い ・落ち葉対応	・老木対策等 ・住民の要求水準が高い ・落ち葉対応
灌水	・植付してからしばらくは乾燥に注意	・植付してからしばらくは乾燥に注意	・植付してからしばらくは乾燥に注意	・植付してからしばらくは乾燥に注意



日常的な維持管理・点検について③

▶ 日常的な樹木の管理項目における留意点は？②

	道路	公園	施設	学校
施肥・土壌	・臭気 ・土壌が悪い（残土） ・踏圧による土壌硬化 ・予算によるが現復旧か土壌改良か（Jミックス等） ・防根フィルム	・臭気 ・土壌が悪い（残土） ・踏圧による土壌硬化	・臭気 ・土壌が悪い（残土） ・踏圧による土壌硬化	・臭気 ・土壌が悪い（残土） ・踏圧による土壌硬化
害虫	・日陰、風通し悪い ・毛虫（イラガ、チャドクガ） ・農薬散布しづらい ・薬の使い方に注意 人・犬 ・密集すると虫がわくので剪定する ・農林水産省の農薬登録基準に準ずる ・除草剤は使わない	・日陰、風通し悪い ・毛虫（イラガ、チャドクガ） ・農薬散布しづらい ・薬の使い方に注意 人・犬 ・密集すると虫がわくので剪定する ・基本はなし（一律には実施していく） ・剪定防除で対応（チャドクガなど）	・日陰、風通し悪い ・毛虫（イラガ、チャドクガ） ・農薬散布しづらい ・薬の使い方に注意 ・毛虫・害虫	・日陰、風通し悪い ・毛虫（イラガ、チャドクガ） ・農薬散布しづらい ・薬の使い方に注意
台帳	・開発が多いので現状把握	・管理者が注力できるか	・（多い陳情に対応するために）現地の樹木にナンバリング	・実のなる木が分かるように



日常的な維持管理・点検について④

▶ 日常的な樹木の管理項目における留意点は？③

	道路	公園	施設	学校
伐採・抜根	・キノコ（ベッコウタケ）腐朽樹木診断 C・B2判定	・キノコ（ベッコウタケ）腐朽樹木診断 C・B2判定	・キノコ（ベッコウタケ）腐朽樹木診断 C・B2判定	・キノコ（ベッコウタケ）腐朽樹木診断 C・B2判定
植付・移植	・高木は移植不可 低木なら可 ・支柱が立てれない ・公園への移植は可能 ・肥大化したものは更新を基本とする ・植付、移植のタイミング	・植栽できる樹種の選定 ・植付、移植のタイミング	・植栽できる樹種の選定 ・植付、移植のタイミング	・植栽できる樹種の選定 ・植付、移植のタイミング
傾斜・支柱	・不要となった支柱の見極め	・不要となった支柱の見極め	・不要となった支柱の見極め	・不要となった支柱の見極め
その他	・樹名板 ・私的植栽	・樹名板 ・私的植栽	・記念樹 ・保存木 ・樹名板	・学校で木を植えた樹木の把握 ・樹名板



日常的な維持管理・点検について⑤

▶ 樹木の点検項目について検討

項目	概要
(1) 樹勢について	腐朽 空洞、うろ きのこ 胴咲き 傾斜やゆれ 樹皮の欠損や枯死 病虫害
(2) 樹形と周囲の環境	架線、照明、時計への干渉 建築限界 視距阻害 隣地越境 根上がり 土量の低下 ツリーサークルの異常 私的植栽
(3) 季節性のポイント	花の付き方 新芽 害虫・鳥の巣 落葉・木の実 台風への耐性

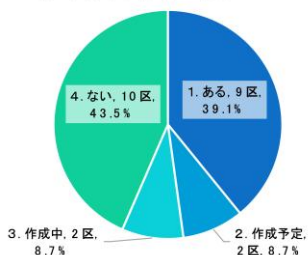


台帳について①

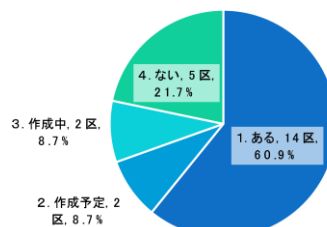
23区アンケート結果より（公園、道路、学校、図書館、本庁舎、出張所等、保育園の7部署対象）

Q 樹木を管理するための台帳はあるか

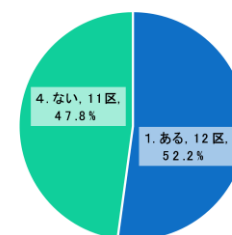
【公園】(5) 台帳の有無



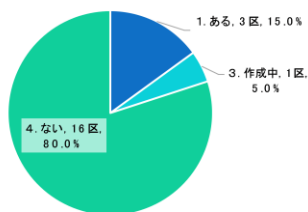
【道路】(5) 台帳の有無



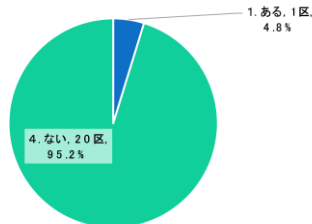
【学校】(5) 台帳の有無



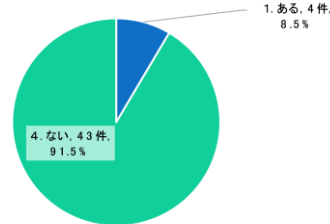
【図書館】(5) 台帳の有無



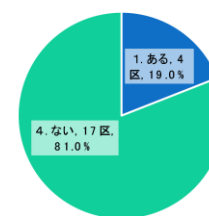
【本庁舎】(5) 台帳の有無



【出張所等】(5) 台帳の有無



【保育園】(5) 台帳の有無



公園、道路では半数以上の区が「台帳がある」
図書館、本庁舎、出張所等、保育園では大半の区が「台帳がない」



台帳について②

▶ 台帳に関する留意事項について整理

作成にあたっての留意事項

- 台帳の目的（どう作るか、作るとどのようなメリットが行政・住民にあるのか）
- 台帳の使い方（誰が見るか、どのように使うか）

項目に関する留意事項

- 台帳の基礎（構成）
- 樹木自体の情報（樹種、幹周等）
- 樹木に関する補足情報（記念樹、地域の象徴、etc...）
- （路線ごとの）樹木の目標や将来像・計画などについて

運用時の留意事項

- 更新の頻度、担当、方法など
- 管理・診断結果の台帳への反映方法や記載事項
- システム化について（GISや図面との連携、モバイル化等）
- 自費工事、占有工事に伴う街路樹の移植への対応



台帳について③

台帳を作成する目的は？

- 現状を把握し、樹木の管理や更新計画を作成するため
- 管理にかかる適切な予算を計上するため
- 事業者への発注や指示に使用するため
- 街路樹や公園の管理に関わる部署で情報を共有するため
- 区民に対して、区内の樹木に関する情報を提供するため



台帳について④

▶ 必要だと考えられる台帳項目について以下のように整理

台帳項目	内容
基本情報	－ 路線、公園、施設、学校名 － 樹木番号 － 樹種名
樹木形状	－ 樹高（m） － 幹周（m）
活力状況	－ 健全度（良← 1 2 3 4 5 →不良）
記録	－ 写真（全景・近景）
陳情履歴	－ 陳情の内容とその対応
その他	－ 緑化協定の樹木 － 保護樹木・記念樹木 － 私的植栽の有無 － 目標樹形
特記事項	



台帳について⑤

▶ 台帳の管理方法について検討

既存のデータを活用する

- 既存の道路台帳や公園台帳などに紐づけて整理
- 定期的に更新するようルール作りが必要

一覧表として新たに作成する

- 表計算やデータベースソフトによって雛形を作成して管理
- 庁内システム上で保管すれば関係職員が容易に閲覧できる⇒利便性高
- 区内全域の樹木に関する全量調査が必要

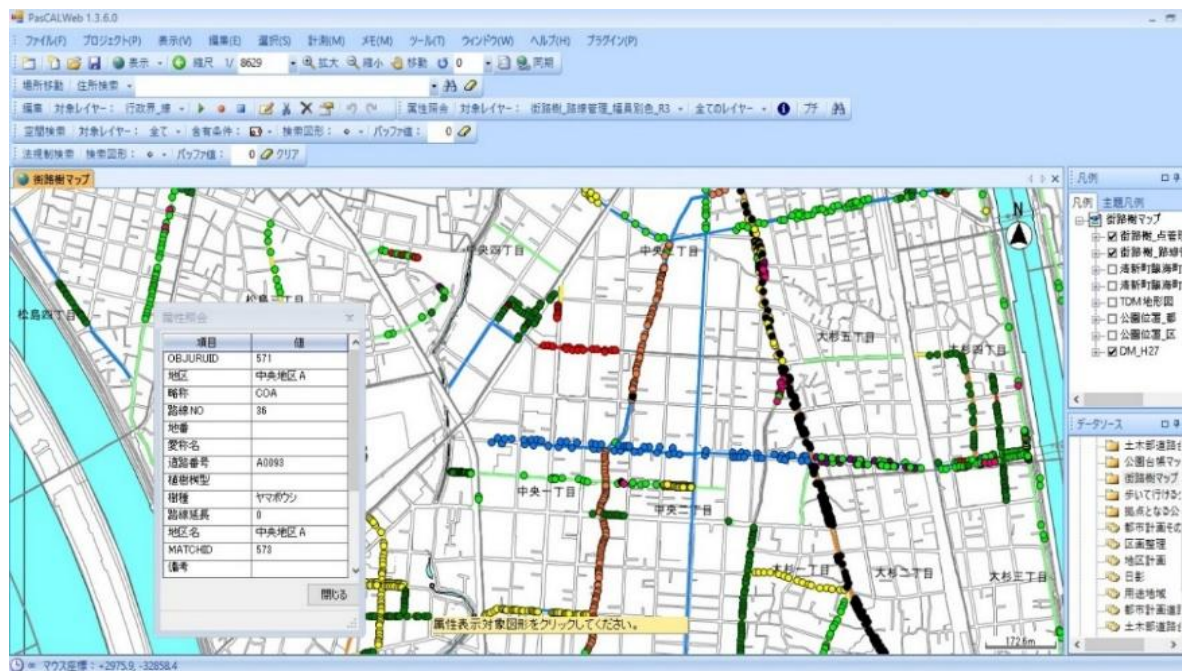
GISシステムによる管理

- 公開項目を調整⇒区民への情報公開にもなる
- 予算計上や業者発注、将来的には緑化による効果の可視化など、広範に活用可能
- 導入には全量調査、専門業者への委託が必要⇒多大なコストがかかる

台帳について⑥

GISシステムの導入事例

- ▶23区：江戸川区「PASCAL」、杉並区「すぎナビ」など
- ▶海外：米国ニューヨーク市やフィラデルフィア市などの「iTree」



江戸川区のPASCAL（写真提供：江戸川区）



管理の体制（庁内体制）①

▶ 樹木の管理体制について議論し、課題を以下のとおり整理

樹木の必要性が庁内で理解されていない

- 全庁的に認識が不十分

樹木の維持管理部署に樹木に知見のある職員がいない

- 学校や公共施設の所管部署には専門職員が配置されていないことが多い
- 専門職員の中でも知見に差がある



管理の体制（庁内体制）②

▶ 庁内での理解深化と連携構築のために取り組むべき施策を整理

樹木の役割、重要性の認知度向上

- 区としての樹木に関する方針を明確に打ち出すとともに上位計画（みどりの基本計画等）に位置付け、庁内に向けて周知啓発を行う

みどり関係部署と樹木管理担当部署の連携促進

- 教育委員会等への造園職の配置
- みどり関係部署へ気軽に相談できる制度等の構築

研修・講習の実施

- 造園職等の専門職員を対象とした、さらなる知識・スキルの向上を目指すもの
- 新たに樹木維持管理を担当することになった職員を対象とした、基礎的講座



管理の体制（業者発注）①

▶業者への発注に関する課題を以下の2点に整理

入札による事業者選定に起因する課題

- 毎年事業者が変更になると継続的な維持管理が実施できない
- 価格のみで評価を行うため、「安かろう悪かろう」といった事業者も存在する

コミュニケーション不良の改善

- 知見の浅い職員だと、事業者が適切に業務を行っているかの判断や指示出しが難しい
- 剪定等の成果イメージが区と事業者でうまく共有されておらず、想定とは違った出来栄えになることがある



管理の体制（業者発注）②

▶業者への発注に関する課題解決のために取り組むべき施策を以下の2点に整理

入札・単年契約の見直し

- プロポーザル方式や総合評価落札方式などの実績・質的評価による事業者選定手法の導入

• 業務履行状況を考慮し、一定の質

コミュニケーション不良の改善

- 共通認識を持つための研修等の実施
- あらかじめ目標樹木を示すことで、事業者への説明を平準化
- 事業者との確認事項を整理（例：作業が増加する繁忙期や台風被害が想定される際の作業内容など、業者に伝える必要があるポイントについて、事前にマニュアルに記載しておく）

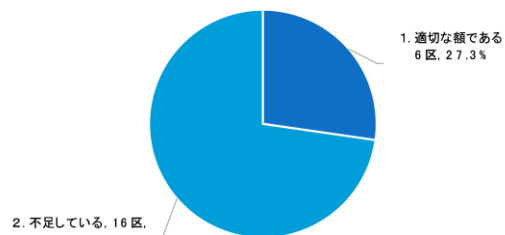


予算について①

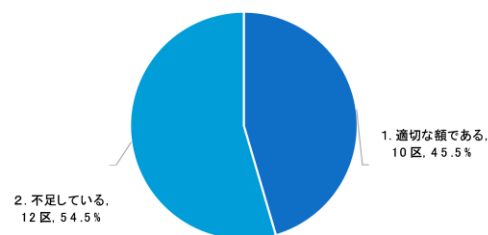
23区アンケート結果より（公園、道路、学校、図書館、本庁舎、出張所等、保育園の7部署対象）

Q 予算額の捉え方について

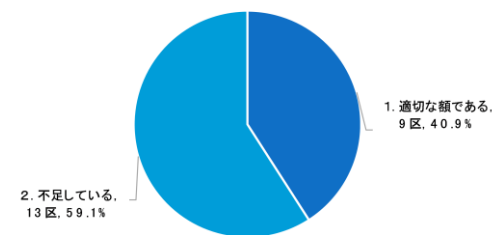
【公園】(11)予算額の捉え方



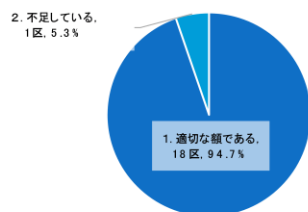
【道路】(11)予算額の捉え方



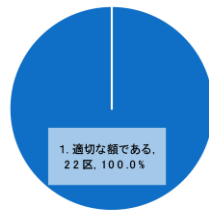
【学校】(8)予算額の捉え方



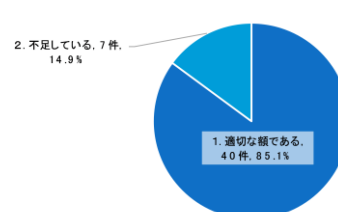
【図書館】(8)予算額の捉え方



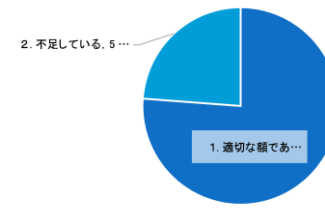
【本庁舎】(8)予算額の捉え方



【出張所等】(8)予算額の捉え方



【保育園】(8)予算額の捉え方



公園、道路、学校（教委）では過半数の区が「不足している」
図書館、本庁舎、出張所等、保育園では大半の区が「適切な額である」



予算について②

▶ 予算に関して以下のとおり整理

予算が不足している理由・原因

- そもそも樹木管理に関する予算が少ない（＝必要性が理解されていない）
- 台帳がない場合は、量的根拠が不十分な状態で予算要求している（＝実態と合っていない）

予算不足によって生じる課題

- 計画的な剪定ができない
- 老朽化した樹木の植替。更新ができない
- 高木化・肥大化し増加する維持管理コストへの対応ができない
- 台風被害など突発的な事象に対応できない



予算について③

▶予算に関する課題への対応策を議論し、以下のとおり整理

予算確保	・ 倒木の防止など、安全安心への対応という区のリスクマネジメントとして予算を要求する。その場合、根拠となる陳情数や樹木の現状（倒木等のリスクがある樹木数）をしっかりと示す。 ・ リスクマネジメントのための全量調査、診断を予算化する。 ・ 学校などの剪定要望をきちんとまとめて根拠とする。 ・ 樹木を増やすのは国や都、区の方針であり、樹木は成長すると剪定費用が増加することを説明する ・ 樹木台帳システムの導入については、全庁的なGISシステムの導入やシステム変更時に合わせて導入することで、単体で導入するよりも効率的であり、庁内理解も得られる。（機運醸成も必要）
予算圧縮	・ 優先順位の方針を作り、管理にかかる予算配分の強弱を明確する。可能なものはミニマムな管理（前剪定や支障枝剪定）で対応する。 ・ 植樹や更新・植え替えのタイミングで、選択する樹種を成長曲線が緩やかなものに変更する中長期的な計画を作成し、実施していく。 ・ 現在植えられているプラタナスなどの樹種は生長が早く、サクラなどは品種改良が進んでいるので、樹種を変更することで将来的な管理コストの抑制につなげる。 ・ 肥大化については剪定・根上がり対応費用が莫大になる。植え替えは予算確保の材料にもなる。 ・ 歩道整備や拡幅工事などに合わせて、樹種を変更して植え替えする。 ・ 施設などでは樹木数を減らし、シンボルツリーを大きく育てることも一案となる（緑化基準などの範囲内で行う必要はある）。 ・ 学校施設などでは教育委員会に専門職を置くことでの的確な予算管理が可能となる。
区民との協働等	・ 各区が持つ既存の花壇や公園等ボランティア登録制度の活用を通じて、区民による自発的な管理への巻き込みや意識醸成を引き続き行う。 ・ イベント等を通じて区民への樹木管理に対する理解を醸成する。（落ち葉に対する考え方、管理に対する協力など） ・ 企業や商店会、地元NPOなどを巻き込んだ協働管理事業を形成する
補助金等	・ 東京都苗木供給事業の積極的活用 ・ 各区で持っている基金（みどりや環境関係）を工夫して活用 ・ ふるさと納税の活用



区民との関係①

▶各区での陳情内容と対応方法について以下のとおり整理

分類	陳情の内容	対応等
剪定	剪定/伐採をしてほしい（個人的な理由）	● 剪定/伐採は計画的に実施しているため対応できない旨を伝える。 ● 剪定適期を伝える。 ● 樹木の必要性について説明をする。
	剪定/伐採をしてほしい（民地への越境、建築限界、視距の阻害等）	● 民地越境や法令に反した状態となっている場合は速やかに剪定等の対応を行う。 ● 定期的に発生する場合は陳情等が来る前に剪定等対応をする
	剪定/伐採をしないでほしい	● 枯れ枝によって事故や被害が発生することなど、安全のために剪定/伐採が必要であることを伝える。 ● サクラや地域の事情がある木は別場所への植え替えを検討する
根	根上がりが危ない/転倒した	● 歩行者・利用者に危険があるものは対応する ● 防根シートの敷設 ● 波板の設置 ● 特別区自治体総合賠償責任保険による対応
	根が排水管等を破損させている	
鳥・虫等	鳥（カラス、ムクドリ）の糞害、鳥の巣、騒音、攻撃される など	● ムクドリ対策にタカの人形を設置する ● 透かし剪定をして虫や鳥が巣を作らないようにする ● 人に被害が出る・木の生育に問題がある場合は駆除や巣の撤去等対応する
	虫（カメムシ、毛虫、カイガラムシ、アブラムシ）が発生している	● 巡回での早期発見を心がける ● 虫のつきにくい樹種への変更を検討する
落葉	落葉が民地（庭、雨樋等）に入ってくる	● 例年（強い）陳情がある場合は事前に剪定をしたり、定期的な清掃を実施する。 ● 地元団体（町会・自治会、商店会等）に清掃の協力を依頼する
実や花	実で道路が汚れている	● 基本は清掃対応（高圧洗浄など） ● 樹種選定の際に汚れにくい樹種にすることを検討する



区民との関係②

▶取組むべき施策について以下のとおり整理

基本的な事項	● 陳情を受けた場合はできるだけ早期に対応し、現場を確認する ● 必要以上の過剰な対応をしない
剪定・伐採について	● 伐採などをする際は必ず事前に周知する（住民説明会、戸別配布、周知看板の設置等）
コミュニケーションの方法など	● わかりやすい言葉で説明することを心がける ● ワークショップなど、住民や地域の方に樹木の計画について一緒に考えてもらう機会を設ける
関係する主体	● 町会を巻き込んでコミュニケーションをとる ● 委託事業者とも連携をはかるようにする（陳情等を受けたら報告をあげてもらう等） ● 区内他部署に関する陳情も話を聞き、場合によっては関係部署につなげる



23区特有の課題①

23区特有の課題についてどんなものが記載されていればよいか、議論・検討を行った

テーマ	記載する事項、アイデア	参考資料等
刈込・剪定・除草	● 作業時の安全管理 ● 正しい剪定方法・時期・頻度 ● 適度な剪定（下草も生えるように、階層構造） ● 指示書、ひな形 ● 安全管理のための作業マニュアル（注意事項だけでも）	● 江戸川区・新しい街路樹デザイン（目標樹形） ● 埼玉県・街路樹剪定マニュアル ● 日本造園組合連合会・造園初級技能手引 ● ドイツ/ハンブルグ・AIによる剪定等業務優先度
清掃	● 清掃の頻度・方法 ● 防草対策	● ドイツ・落ち葉清掃のために課税している事例 ● 各自治体・落ち葉対策の対応一覧（杉並・落ち葉感謝祭等） ● 環境省・公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル
害虫	● 薬を使わない方法 ● 実施時期、理由をマニュアルで明確化 ● 適度な剪定で風通しを良くする ● 農薬使用記録簿 ● 周知用チラシの様式化、看板やビラ配りを行う ● 農林水産省で登録されている農薬を使用する	● 農林水産省・住宅地等における農薬使用について ● 林野庁・ナラ枯れ被害対策マニュアル



23区特有の課題②

23区特有の課題についてどんなものが記載されていればよいか、議論・検討を行った

テーマ	記載する事項、アイデア	参考資料等
伐採・伐根	● 区民への周知（特にサクラ） ● 間引きの理由を説明 ● 住民を巻き込む（住民と一緒に残す木を決める）	● 仙台市街路樹マネジメント方針（更新・撤去の検討項目と再整備等の留意事項） ● 調布市街路樹管理計画（素案）策定にあたってパブリックコメント実施 ● 伊丹市街路樹管理計画 ● 大宮公園サクラ活性化対策調査の事例
植付・移植	● 作業スペースが確保できる樹種の選び方 ● 専用工事等に係る移植可否の基準 ● 樹種別の必要土量 ● 土壌改良や施肥等、樹勢回復の例 ● 土壌耐圧基盤材を効果的に使える場所の選定 ● 整備するときに外周は植えない ● 場所と樹種の関係 ● 場所によって更新タイミングを決める計画を作る ● 東京都では「ホルトノキ」を導入している	● 各自治体・移植の成功・失敗事例 ● 東京都・道路工事設計基準（樹種リスト） ● 東京都・街路樹ガイドブック ● 国土交通省・街路樹の植え替えや除去等に伴う合意形成事例
区民対応	● 落ち葉清掃の成果見える化（2時間毎に撮影/現地に掲示） ● 陳情対応 区としての方針・考え	● 最高裁判例・落ち葉の受忍限度に関する判例 ● 京都市・街路樹よくある質問



樹木管理マニュアル策定のためのガイドライン



樹木の維持管理マニュアル策定のためのガイドライン

▶ 「樹木管理マニュアル」策定にあたって必要となる情報や項目を整理

想定する読者

公園、道路、公共施設等の樹木の維持管理マニュアルの作成を検討している区の職員

その他、樹木の維持管理について課題を抱えている職員

構成・方針

各区において樹木の維持管理マニュアル等を策定する際の参考資料として

樹木の維持管理に関する事項を記載しているため、樹木の維持管理に関する課題解決の参考資料として



樹木の維持管理マニュアル策定のためのガイドライン

▶本ガイドラインの構成

樹木の維持管理マニュアルについて

- 樹木の役割や機能、価値、維持管理に関する現状分析など

樹木に関する基本的事項

- 樹木管理に関する考え方、記載する基本的事項について

樹木管理 事務編

- 日常的な樹木の管理業務に関する考え方など

樹木管理 技術編（23区特有の課題）

- 23区特有と考えられる課題について、テーマごとに整理



ガイドラインの内容①「樹木の役割・価値」

▶ 樹木管理の重要性を示すため、樹木の役割と価値を明示

樹木の機能と役割

- レクリエーション、都市防災、環境保全、景観形成など
- 各施設等においても多様な機能・役割あり

社会課題解決への役割等

- 気候変動リスク軽減、SDGs達成やカーボンニュートラルへの寄与など、樹木の維持管理が社会課題解決の一助になる

樹木の価値の可視化

- 樹木の価値や樹木の維持管理による社会的便益を具体的に示すことが必要

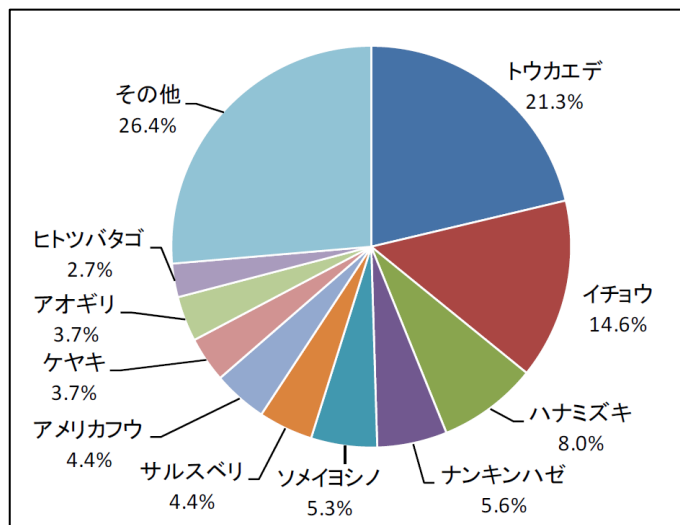
ガイドラインの内容②「樹木に関する基本的事項」

樹木の数や対象となる樹木

- マニュアルで対応する樹木の定義
- 樹木の内訳をグラフ等で示すことで現状をわかりやすく示すことも重要

樹木管理の基本的な考え方

- 樹木を適切に管理する理由や樹木を管理することで目指す姿などを示す
(例：仙台市街路樹マネジメント方針)



樹種別街路樹数のグラフ（名古屋市）

【参考】仙台市街路樹マネジメント方針 推進のための考え方

- <考え方1> 都市資源としての積極的な活用
- <考え方2> 適正な街路樹管理の推進
- <考え方3> 街路樹管理体制の充実



ガイドラインの内容③「維持管理 事務編」

維持管理

- 日常的な管理の実施による樹木に関するトラブルの予防や早期発見、それによる費用圧縮や陳情減少につなげる
- 道路・公園・学校など、施設によって留意点異なる

台帳管理

- 台帳の目的や使い方など運用方法を記載することで、台帳に最新の情報を整理し、活用することができる
- 台帳を管理するためのシステムについても検討・導入する

管理体制

- 樹木を管理する部署内や庁内他部署の理解促進、連携構築を図る



ガイドラインの内容③「維持管理 事務編」

業者発注

- 入札・単年度契約を見直しや実績、質を重視した業者選定を実施するための課題や対応策を整理しておく
- 区と事業者で共同の研修会などを実施し、職員と事業者間の認識の共通化等を図る

予算管理

- 外部のリソース活用や地域との協働、補助金等の活用なども検討

区民対応

- 区民への対応の際に心がけることや陳情等のFAQを整理しておくことで、職員や部署によって対応に相違・齟齬が発生しないようにする



ガイドラインの内容④

「維持管理 技術編（23区特有の課題）」

項目	留意すべきポイント	参考となる情報・資料等
剪定・刈込・除草	- 作業時の安全管理 - 剪定の方法・時期・頻度 - 事業者に表示する方法 - 防草対策	「街路樹剪定ハンドブック」（日本造園建設業協会） 「新しい街路樹デザイン」（江戸川区） 「街路樹剪定マニュアル」（埼玉県）
清掃	- 効果的な清掃の手法 - 区民との協働	他自治体における落葉清掃等に関する事例（寝屋川市、横浜市、杉並区等）
病虫害	- 薬を使わない方法 - 駆除の実施時期 - 害虫を予防する方法 - 農薬の使用について	「住宅地等における農薬使用について」（農林水産省） 「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（環境省） 「街路樹の倒伏対策の手引（第2版）」（国土技術政策総合研究所）
伐採・抜根	- 区民への周知、理由説明 - 区民を巻き込む	「街路樹の植え替えや除去等に伴う合意形成事例」（国土交通省）
植付・移植	- 樹種を選ぶポイント - 移植の可否の判断 - 樹種別の必要土量 - 土壌耐圧基盤剤の効果的な活用	「道路工事設計基準」（東京都） 「街路樹診断等マニュアル」（東京都）
区民対応	陳情対応等に対する区としての考えを示す	「街路樹よくある質問（京都市）」



まとめと展望



まとめと展望

1. 適切な樹木管理に対する理解の促進

- 樹木管理について、行政組織内における理解促進のための取組を一層充実させることが必要
- 区民に対しては、樹木の役割や価値、生態的特徴について啓発していくことが必要

2. マニュアルや台帳の整備

- マニュアルを整備し樹木の価値を再定義することで、適切な維持管理の必要性を示すことができる
- 樹木の状況をデータとして把握できる台帳を整備することで、管理の改善とともに、緑化効果の可視化などに対応できる

3. 専門職同士のネットワークの構築

- 各自治体の内外を通じて、職員同士が情報交換し、交流する機会が継続されネットワーク化することで、各区においてより一層適切な樹木管理が可能になる

4. 東京23区としての樹木管理

- 不均一な各区の樹木管理手法等を共通化することで、「東京都心の顔」としての街の美観の向上や都市の魅力向上につながる